

不 競 法	判決年月日	令和元年10月9日	担 当 部	知財高裁第1部
	事件番号	令和元年(ネ)第10037号		
○ 特定の工具を用いた開錠を業として行っている会社について、従業員の退職後の競業禁止義務を定めた特約の効力を制限的に解した上、退職した従業員の競業禁止義務が認められないと判断された事例。				

(事件類型) 損害賠償 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 民法415条, 709条, 715条1項, 会社法350条, 不正競争防止法2条1項4号・5号, 4条

(関連する権利番号等) -

判 決 要 旨

1 鍵の販売, 取付け, 修理等を業とする会社であるXは, 顧客の依頼を受けて, 開かなくなった鍵を開錠する業務を行っており, サムターン(スイッチサムターン)が扉の内側に設けられている場合であっても解錠することができる本件工具を自ら開発して, 業務に使用している。

本件は, Xが, Yらに対し, ①Yらが共謀してXの所有する工具等を違法に持ち出したこと及び②Y1がXの従業員を違法に引き抜いてY会社に転職させた行為は, それぞれXに対する不法行為を構成し, ③Y1, Y2及びY3が共謀の上, Xの開錠技術等に関する営業秘密を違法に持ち出して, Y会社の業務に使用した行為は, 不正競争防止法2条1項4号及び5号の不正競争行為に該当し, また, ④Y2及びY3がXからY会社に転職したことは競業禁止義務違反の債務不履行に該当すると主張して, 上記①ないし③のY1, Y2及びY3については民法709条, 719条1項, 不正競争防止法4条に基づき, Y会社については民法709条, 715条1項又は会社法350条に基づき, また, 上記④のY2及びY3については民法415条に基づき, 損害賠償金として1億8783万9135円及びこれに対する遅延損害金を連帯して支払うよう求めた事案である。

原審は, Y会社が, その従業員のうちの何者かにおいてXの所有する工具を違法に持ち出した不法行為(前記①)につき民法715条1項の使用者責任を負うものと判断して, Y会社に対する請求につき, 持ち出された工具の販売価格相当額に弁護士費用を加えた138万6000円及びこれに対する遅延損害金の支払を命ずる限度で認容し, その余を棄却し, また, その余の請求はいずれも理由がないものとして棄却した。

そこで, Xが, 自己の敗訴部分を不服として本件控訴を提起した。

2 本判決は, Y2及びY3の競業禁止義務違反による債務不履行の有無につき, 概要, 以下のとおり判示するなどして, 原判決は相当であると判断し, 控訴を棄却した。

(1) 従業員の退職後の競業禁止義務

労働者が使用者と競合する企業に就職したり自ら開業したりしないという競業禁止義務

につき、使用者と退職者との間で、個別に退職後の競業避止義務に関する合意をしたとしても、このような合意は、退職者の職業選択の自由、営業の自由を制限するものであるから、無条件にその効力が承認されることはなく、使用者の利益、退職者の従前の地位、制限の範囲、代償措置の有無や内容から、退職者の競業避止義務を定める合意の効力を検討すべきものと解するのが相当である。

(2) Xの主張について

Xは、Y2について競業避止特約の効力を主張するとともに、Y3についても、競業避止義務を含む誓約書が見つかったとして、当審において新たに証拠として提出する。

しかしながら、Y2が提出した誓約書の内容は、場所的制限もなく一律に退職後3年間というある程度の長期間にわたり競合関係に立つ事業者への転職を禁止するものであること、Y3から提出された誓約書も、退職後1年間にわたり場所的制限なく一律に競合関係に立つ事業者への転職を禁止するものであることからすれば、いずれも退職者の職業選択や営業の自由を制限する範囲は広く、直ちにその効力を承認することはできない。

Xは、使用者の利益や退職者の従前の地位の観点から、開錠という業務の性質上従業員に競業避止義務を課す必要性が高いことを主張し、また、開錠技師として入社した従業員に対しては比較的高額な賃金を支払っていたので、競業避止義務を課すことの代償措置は講じられていたとも主張する。

しかしながら、Xにおいては、一般人を対象として有料で開錠技術等を教える講座を開講して開錠の方法を教え、同講座と関係して、開錠のための器具を販売していたことなどの前記事情に照らすと、業務の性質上競業避止義務の必要性が高いというXの主張の根拠は薄い。また、従業員にとっての賃金は、基本的には在職中の職務に関して支払われるとみるべきものであり、これを直ちに退職後の活動が制約されることの代償としてみることは疑義がある上、本件事実関係の下において十分な措置があるといえるだけの事実関係を基礎付ける的確な証拠もない。

そうすると、上記各誓約書は公序良俗に反して無効というべきである。

(3) 小括

Y2及びY3は、上記各誓約書に基づいて競業避止義務を負うものではないから、Y2及びY3がY会社に就職したことをもって競業避止義務の違反に当たることはない。

Xの主張について、有効な個別の合意がなくとも信義則上退職後の競業避止義務を負うべきであるとの趣旨を含むものと解したとしても、前記のとおり、本件工具を用いた開錠の方法や本件工具の構造・部材に関する本件情報が営業秘密に当たらず、不正競争行為を認めることができないなどの本件事実関係の下では、Y2及びY3に信義則上の競業避止義務違反があるともいえない。